

市では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている市内中小企業者の皆さんに、市独自対策として以下の支援策を実施します。

- 申請 7月31日(土)までに下記へ
商工労働観光課Tel 54-2121

対象業種の事業所にはすでに申請書を郵送済みです。申請書が届いていない場合はお問い合わせください。

経営持続化支援給付金

企業活動の維持または継続のための支援措置として、当面の資金に充てるための給付金を支給します。

- 対象業種 食料品製造業、印刷業、一般乗用・貸切旅客自動車運送業、衣服・身の回り品・飲食料品小売業（フランチャイズ契約店を除く）、貸衣しよう業、写真業、宿泊業、飲食店、理容・美容業、葬儀業、娯楽業
- 主な要件 対象業種を主として営んでいる中小企業者で、令和2年分確定申告書に記載された事業収入額が令和元年分確定申告書に記載された事業収入額と比べて30%以上減少していること
【特例】
◎令和2年2月以降に開業 令和2年中で事業収入が最も高い月の収入月額に営業月数を乗じて得た額が、令和2年分確定申告書に記載された事業収入額と比べて30%以上減少していること
◎令和元年2月以降に開業 令和元年の平均事業収入月額を12倍した額と令和2年分確定申告書に記載された事業収入額と比べて30%以上減少していること
◎事業年度が1月から12月の期間ではない法人 令和元年および令和2年のそれぞれ1月から12月までの事業収入額を比べて30%以上減少していること
- 給付額 ①30%以上50%未満減少 30万円 ②50%以上減少 50万円

店舗等確保支援給付金

店舗等にかかる家賃の一部を補助することにより、継続的に事業を営むことができるよう支援します。

- 対象業種 食料品製造業、印刷業、一般乗用・貸切旅客自動車運送業、衣服・身の回り品・飲食料品小売業（フランチャイズ契約店を除く）、貸衣しよう業、写真業、宿泊業、理容・美容業、葬儀業、娯楽業
- 主な要件 令和2年1月から同3年2月までの任意の1か月の売上高が前年同期に比べて20%以上減少していること
【特例】
◎業歴3か月以上1年1か月未満の事業者 対象業種を主として営んでいる中小企業者で、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高と比べて20%以上減少していること
- 給付額 家賃の3か月分（月額上限5万円）

令和3年度「新型コロナウイルス対策資金」制度 ～新たに据置期間を設定しました～

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の皆さんの経営安定化を図るため、市独自の制度として令和2年度に限り実施した「新型コロナウイルス対策資金」の制度内容を一部見直し、令和3年度も次のとおり制度を延長実施します。引き続き貸し付けを利用される方には、利子・保証料の全額を市が補助します。

- ◆取扱期間 令和3年4月1日～同4年3月31日まで
- ◆融資内容について（拡充）

事業者の方々の負担感をより軽減するため、据置期間を設定するとともに融資額500万円以内、償還期限を7年以内の一区分としました。なお、拡充内容は令和3年度新型コロナウイルス対策資金（運転資金）のみの適用であり、既存の市の制度融資内容は変更ありません。

▼令和3年度新型コロナウイルス対策資金融資内容

| 限度額【運転資金】 | 償還期限 | 据置期間 |
|-----------|------|------|
| 500万円以内 | 7年以内 | 1年以内 |

※据置期間は、償還期限内に設定するものとします。